

交通安全協会だより（令和6年7月号）

交通マナーアップ推進県民運動

令和6年7月1日(月)～7月31日(水)

1 推進項目

- (1) 横断歩行者保護等交通マナーの向上！
- (2) 全席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底！
- (3) 自転車安全利用の促進！

2 横断歩道等における歩行者等の優先

(1) 横断歩道等に接近する場合の義務

- ・車両等は、横断歩道等に接近する場合、横断歩道等の停止線手前で停止できるような速度で進行することが義務づけられています。

* 横断歩道等を通る際、進路前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除く

(2) 横断歩行者等がいる場合の一時停止

- ・車両等は、進路前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、歩行者等の通行を妨げないことが義務づけられています。

3 交通死亡事故におけるシートベルト着用状況(令和6年6月23日現在)

交通事故死者数	14人	構成率
四輪乗車中の死者数	10人	71.4%
うちシートベルト非着用	6人	60.0%
着用していたら助かった可能性有り	5人	83.3%

4 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

徳島県交通安全メインタイトル

『阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり』